

療養病床の転換を支援するための人員基準等の特例

療養病床の転換を支援するため、小規模施設が本体施設の支援を受けて効率的な経営が可能となるよう、人員基準等を見直してはどうか。

「本体施設から支援を受ける小規模施設」(サテライト型施設)とは

本体施設の設置者により設置され、本体施設からの支援を受け、本体施設とは別の場所で運営される、定員29人以下の施設

1. 本体施設と支援を受ける小規模施設の見直し

- 医療機関から支援を受ける小規模施設を認めてはどうか。
- 新たに「支援を受ける小規模特定施設」を認めてはどうか。
- 1つの本体施設に対し、小規模施設を複数設置することを認めてはどうか。

医療法人等が療養病床を介護老人保健施設等に転換する際に、医療機関等の配置人員が当該介護老人保健施設等の配置人員を兼務することによって経営の効率化を図ることが必要ではないか。その際、療養病床の転換の具体的なニーズを考慮すると、以下の組み合わせが適切ではないか。

【本体施設と支援を受ける小規模施設】

本体施設	支援を受ける小規模施設
医療機関(病院・診療所)	介護老人保健施設・特定施設・※
介護老人保健施設	介護老人保健施設(従来から可)・特定施設・※

※ 本体施設の設置主体が地方公共団体等の場合は特別養護老人ホームも可